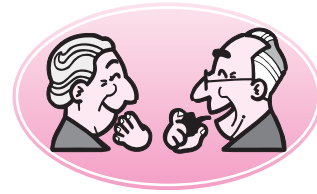


秋田市のおもな介護サービスの利用件数 (平成24年度)

サービスの種類	件数(前年比)	サービスのおもな内容
訪問介護	55,204 (-384)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、排せつなどの身体介護、調理・洗濯などの生活援助を行います
通所介護 デイサービス	48,971 (-506)	デイサービスセンターで、食事や入浴などを行います
短期入所 ショートステイ	32,338 (+4,018)	特別養護老人ホームなどに短期入所します (長期利用はできません)
訪問入浴介護	2,161 (-220)	家庭を訪問して、入浴の介助を行います
福祉用具購入費	1,302 (-46)	排せつ、入浴に使う道具などの購入費を支給します
住宅改修費	1,075 (-56)	自宅への手すりなどの取り付けや段差解消などの改修費を支給します
地域密着型サービス		
小規模多機能型 居宅介護	6,152 (+1,008)	「通い」「訪問」「宿泊」を組み合わせ、食事・入浴などの介護を行います
認知症対応型 共同生活介護	3,092 (+43)	グループホームで共同生活する認知症の高齢者に、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います
認知症対応型 通所介護	1,264 (-759)	認知症の高齢者に、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います
施設サービス		
介護老人保健施設	1,264 (-31)	老人保健施設で看護、医学的管理下での介護、機能訓練などを行います
介護老人福祉施設	998 (+23)	特別養護老人ホームで日常生活のお世話、機能訓練、健康管理などを行います
介護療養型 医療施設	3 (+1)	病院、診療所の療養病床などの介護保険適用部分に入所し、療養上の管理、看護などを行います

* 施設サービスの件数は1か月当たりの平均入所者数です。



秋田市の要介護・要支援認定者数は、今年3月末現在で1万7千853人です。その割合は、市の65歳以上の高齢者人口約8万1千人に対し、ほぼ5人に1人。それに伴い、介護保険サービスに係る事業費も年々増え続けています。

介護保険課 ☎(866)2069

あなたの「思い」で支え合う介護保険

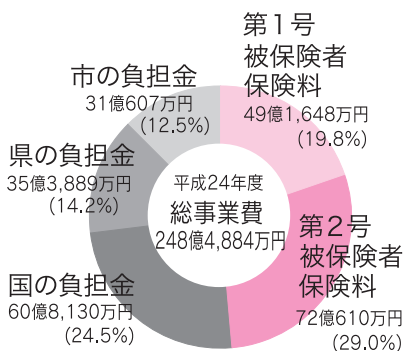
平成24年度 秋田市の概況

昨年度、秋田市で介護サービスに使われたお金は約248億5千万円で、平成23年度に比べて6.8%増え、介護保険制度が始まった平成12年度約96億円(の約2.6倍)になります。その内訳は、在宅サービスの費用が全体の6割以上を占め(グラフ①②参照)、その中でもショートステイの利用が増え続けています。

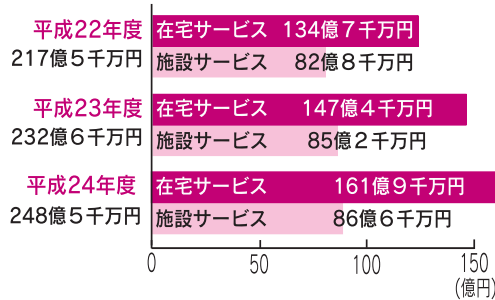
介護保険は、40歳以上の市民全員で保険料を負担し合います。現在は介護が必要ないかたも、将来介護が必要になった時にサービスを受けられるようにつくられた「支え合い」の助け合いの制度です。

介護サービスに要する費用(グラフ③参照は、半分を国・県市の公費税金で、残り半分を第一号被保険者(65歳以上)と第二号被保険者(40歳〜64歳)の保険料で負担しています。そのうち、第二号被保険者から納めている保険料が約3割を占め、介護保険を運営していく大きな支えになっていきます。

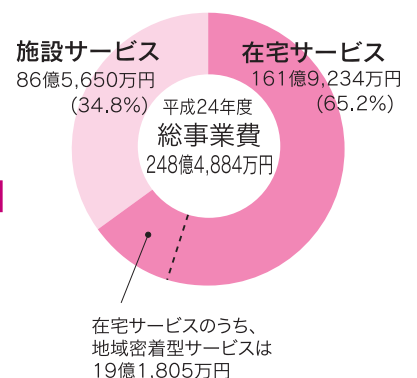
③介護サービス事業費の負担割合 第2号被保険者が大きな支え



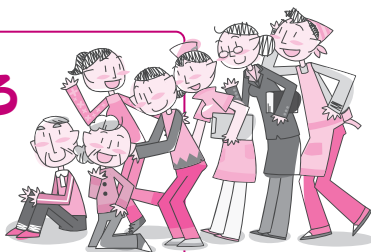
②事業費の推移(過去3年) 前年度より約16億円増



①介護サービスに使われたお金 在宅サービスが全体の6割



介護サービスいろいろ



申請窓口

■介護保険課

…①② は ☎(866)2407

…③④ は ☎(866)2069

■北部・西部・河辺・雄和の各市民サービスセンター

1 介護用品

「紙おむつ」「尿取りパッド」「清拭剤」「ドライシャンプー」「使い捨て手袋」を、月6,250円分まで現物支給します。支給を受けたい月の前月7日までに申請してください。

対象▶「要介護4か5で、介護保険料の所得段階が1～3段階の65歳以上のかた(市民税非課税の65歳未満のかたも)」を自宅で介護している家族

2 介護慰労金

入院期間などを除き、1年間介護保険サービスを利用しなかった場合、年間10万円の慰労金を支給します。サービスを利用しなかった1年が過ぎた後、3か月以内に申請してください。

対象▶「要介護4か5で市民税非課税世帯のかた」を自宅で介護している家族

3 住宅改修費

現在住んでいる(住民票の住所)住宅に次の①～⑤の工事を行った場合、20万円を限度に改修費の9割を支給します。

- ①手すりの取り付け ②段差解消
- ③通路面の材料を、滑りにくいものや移動しやすいものなどに変更
- ④開き戸から引き戸などへの扉の取り替え
- ⑤和式から洋式などへの便器の取り替え

対象▶要介護(要支援)認定を受けているかた。事前審査があります。工事前にケアマネジャーか介護保険課へご相談を

4 特定福祉用具の購入費

市か県の指定を受けている福祉用具販売事業者から、「腰掛便座」「入浴補助用具」「移動用リフトのつり具の部分」「自動排せつ処理装置の交換可能部品」「簡易浴槽」を購入した場合、年10万円を限度に、購入費の9割を支給します。

対象▶要介護(要支援)認定を受けて在宅で生活しているかた

申請に必要なもの▶購入した用具のパンフレットと領収書、特定福祉用具販売計画の写し(事業者から受け取る)



旭南老人デイサービスセンターで。ミニゲームを楽しむみなさん。笑顔と笑い声が絶えません



保険料の納付方法を
ご確認ください

介護保険料の滞納が続くと、介護サービスを利用するときの負担が、本来の1割ではなく3割になる場合があります。これは、滞納がないかたとの公平を図るためのルールで、滞納のまま時効になった金額などにより、割り増しとなる期間が決まります。

保険料が特別徴収(年金から引き落とし)のかたでも、下段太字のような場合は、一時的に普通徴収(金融機関などでの窓口納付)になります。

- 年間の保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった
- 年度の途中で、65歳になった
- 他市町村から転入した：など

高齢のかたは、納付方法が引き落としから窓口納付に変わったことに気がつかず、納め忘れてしまうことがあります。ご家族も保険料の納付方法を確認しておきましょう。

窓口で納付しているかたには納付の手間が省け、納め忘れがない便利な口座振替をおすすめします。納入通知書、預貯金通帳と印鑑を持って金融機関の窓口でお申し込みいただけます。